

根岸湾臨海工業 地帯の造成と 公害行政

中村紀一

1——まえがき

本稿は、根岸湾臨海工業地帯をめぐる公害問題の研究である。そこでの筆者の関心は、横浜市で現在行なわれている公害行政そのものよりも公害問題を惹起している埋立計画がいかなる経緯で政策決定されてきたかを分析することにある。

公害行政が、それをもたらした工業開発の批判の上に築かれず、社会開発によって、あるいは革新市政によって、恩恵的に与えられたものとして市民に受容される限り、やがては資本の論理の前に屈するであろう。工業開発における行政構造の諸矛盾を、市民一人一人が理解し、それを解決せんとするとき、公害行政に、位置と視点を与えるエネルギーが生み出される。

本稿が、そういった意味で、横浜市の地域開発の諸矛盾を理解

する一助となるならば、筆者の喜びとするところである。

2——根岸湾埋立計画の立案過程

根岸湾埋立計画はその起源を戦前に求めることができる。それは昭和16年に臨海工業地帯造成を目的として磯子杉田町地先公有水面埋立に関する議案を市会で議決し、県知事に諮問している事実によっても明らかである。埋立面積97万坪におよぶ大計画は、翌年若干の変更をみて実施の運びとなつたが、¹⁾ 太平洋戦争の激化とともに棚上げされ、実現をみずに敗戦を迎えた。

根岸湾埋立計画が再び検討されるようになったのは、昭和26年平沼亮三が市長に就任してからであった。『市政概要』26年版「港湾」の項に「根岸、磯子海岸約150万坪埋立て、第二港並びに航空港を立案中である。」²⁾

という記事が見られるが、これが戦後根岸湾埋立を扱った最初の記載である。だが、当時の為政者の脳裡に、埋立ての構想は明確ではなかった。平沼は、4年間の施政方針を次のようにのべている。「御承知の通り、私が最初からたくさんの抱負とか経倫とかがありまして、これを

実行いたしたいために市長に就任したのではなくして、皆様方が、お前市長として働いてくれと推されまして、市長に就任いたしましたのであります。〈以下略〉」³⁾ 施政演説ではふれられなかった根岸湾埋立計画も、翌27年になると、やや具体的に表現された。「わが国の表玄関としての横浜港は客船埠頭を接收せられ、かつ該埠頭も築造後長年月を経た今日大改修の時期に逢着しているので、これが代替として新棧橋を計画し、併せて背後の陸上に国際観光地帯として自然の風光に富んだ根岸地先を埋立て、外客の憩いの場所として観光ホテル、外人クラブ、小型飛行場、国際遊戯場、博物館、植物園並びに高級住宅を造成して国際観光基地たらしめ、外貨獲得の一助にせんとするものである。」⁴⁾

しかし、再燃した根岸湾埋立計画の構想は、その後31年12月に市会に提案され、通過をみるまで、全く秘密にされてしまった。『広報よこはま』『市政概要』はもとより市会においても根岸湾埋立計画は論議されることがなかった。

われわれ市民はその間の経緯を『広報よこはま』を通して推量するにすぎない。『広報よこはま』31年2月号のなかで、田中省吾助役は「横浜にも空の港を

建設するののか」という問に対して次のように答えているが、そこには初期の観光立市の埋立計画が、工業立市のそれに変更されたことが、はっきり示されている。「この問題で、まず考えられるのは、その用地としては埋立以外ないということ、〈中略〉今後埋立可能なものは、本牧と杉田の海面です。本牧方面は10万坪、杉田まで延長すれば、100万坪は可能です。しかし、国際空港としてお説のように貨物基地にするのと、工場を誘致して工場敷地にするのと比較してみると、どうも工場にした方が埋立地の価値が多いと思われれます。」

根岸湾埋立計画は、平沼市長の発想であったが、それを臨海工業地帯造成計画へと推進していったのは、田中省吾助役と戦前大連築港事務所の技師をしており、埋立の経験をもつ、河合光栄港湾局管理部長であったといわれている。埋立計画はこの3人が中心となり、横浜市の自治財政を、誘致した工場からの固定資産税によってたて直し、あわせて工業開発を行なおうとする意図をもって立案された。

『160万人の市政』は、このような開発の動機を次のように述べている。「このような〈接収〉状態のもとで、為政者の脳裡にうかんだのは何であった

か。横浜市の復興はまず都市力の培養にある。そのためには大企業を誘致し、工業港湾都市の建設によって繁栄の基盤をつくるしかない、ということであった。市街地の整備よりも何よりも、まず埋立を、工場地帯の造成をということになれば、全体計画など、もはやどうでもよかった。」⁵⁾ この過程での政策形成に、当時のスタッフ機関、企画調査室が参加していた形跡は見られない。調査室は、本来横浜市の長期計画、施設計画を総合調整する責務を有していたにもかかわらず、実質的な調整作用が弱いこともあって、誘致工場の選択はもとよりその配置にも意見を出せず、相談すら受けなかった。27年には、すでに決定をみた「国際港都建設法」を実現すべく、総務局より港都総合企画室が独立したが、その実態は道路整備、区画整理などにすぎず、30年に入ると、再び総務局に吸収されてしまった。

公害行政を担当する衛生局も計画作成過程に参加していなかったことは、ほぼ疑問の余地がない。『横浜市衛生事業年報』昭和30年版には、公害に関する記載は見られないし、31年度に煤煙による大気汚染の基礎調査が開始せられているにすぎない。

『広報よこはま』31年6月号は、4面中2面を「住みよい清

潔な都市」など衛生問題の特集にあてているが、公害問題は扱っていない。横浜市の公害行政は決定的に遅れていた。

根岸湾埋立計画は、ごく少数の為政者の手を経ただけで、これら総合的な施策を欠いたものであったが、いわゆる「予納金方式」は計画を一層工業偏重の歪んだものにしてしまった。埋立地に進出を予約した企業から、あらかじめ地代を徴収する方法は、一見市の健全財政を確保しつつ、計画を推進できるように思われるが、このことは逆に進出企業の計画への発言権を強め、その執行過程では、根岸湾埋立計画は倍増され、名勝三溪園の突端本牧岬沖の埋立にまでなし崩し的に拡大された。31年に「平潟湾の埋立については現在の処考えてはおりません。」と田中助役が答弁している⁶⁾にもかかわらず、埋立計画は、金沢八景を含む平潟湾にまで及んでいった。30年再選された平沼市長は、根岸湾埋立計画の推進に全力をそそいだ。時に日本の開発は、資源開発から工業開発への過渡期に入っていた。

同年9月、すでに埋立が開始されていた大黒町地先の誘致工場に関する固定資産税の免除が、市会を異議なく通過した。

一方この時期に、根岸湾埋立予定地に進出を希望する企業と市

当局との間に、多くの秘密会談がもたれていた。この重要な施策決定に、市長、助役ほか数名の局長が参加したと伝えられるが、その間の事情は、市民はもとより市会にさえ報告されなかった。

31年9月『横浜国際港都建設計画概要説明書』が発行された。

『港湾の整備拡充、臨海工業地帯の造成は、其の立地条件から見ても絶対に必要である。特に海面埋立計画として大黒町地先の22万坪造成は既に着手に至り、根岸杉田海岸埋立計画は実施一歩手前にあると云えましょう。』⁷⁾ 『説明書』は根岸湾埋立計画が、この時点ではほぼ決定をみたことを伝えているが、同時に計画のもつ矛盾をいみじくも露呈している。

『説明書』は磯子を風致地区に指定し、その特徴を叙述する。「岡村町・森町・磯子町に跨る山林農耕地の点綴する地帯でここから眺める東京湾の風光はまた一入である。」⁸⁾ 風致地区とは、産業の無秩序な発展による破壊作用から自然美を護り、地形の安定を維持すると同時に保健地帯としての機能を営むために指定せられた区域である。⁹⁾ 磯子海岸の前面を埋立て、そこに煙突を林立させた東京湾の風光は、決して美観ではない。埋立のために美しい丘陵を切崩さ

れ、工場の災害、公害に脅える町に、保健地帯としての役割は期せられないであろう。

31年12月、横浜市根岸湾海面埋立第1期事業計画〈約535,360坪〉は、「埋立事業を積極的に推進する」という付帯決議とともに、満場一致で市会を通過した。革新派の反対がみられないのは、興味深い事実であるが、当時は「地方財政のシワ寄せによる工業化反対」というイデオロギー的反対運動があったにすぎなかった。

32年に入ると、市当局は市民に対し根岸湾埋立計画の積極的宣伝を開始した。

『広報よこはま』1月号は「年頭の辞」として平沼市長の重点施策を掲げ、埋立の重要性を強調した。「……さて、本年は開港99年を迎え、記念すべき百年を明年に控えております。開港以来画期的の飛躍と明日への発展のため、本年こそ横浜百年の大計と申すべき根岸湾埋立事業に着手し、桜大線建設の実現を計らねばなりません。新しい工場地帯の造成とここに根をおろした各種産業の動力の響きこそ、わが横浜を躍進させ発展させる主軸であります。〈中略〉繰返して申し上げます。根岸、磯子方面の埋立事業と桜大線の実現こそ 横浜発展の基礎工事であり、しかも本年中にその実現

に着手しなければならないのであります。〈以下略〉」

『広報よこはま』2月号は一方に埋立を、他方に鉄道の誘致を掲載している。

「根岸湾の埋立はかなり以前からの横浜市の一大懸案で、すでに戦時中一部は着工しましたが、終戦とともに工事は中絶したのです。〈中略〉今まで横浜港を中心に北東寄りに偏在して、片肺で呼吸していた横浜の経済は、根岸湾工場地帯ができるとすれば、始めて両肺により正常な呼吸ができることになり、これから生れる新しい経済力は、みなさまの生活を、より一層豊かにすることになります。また、この新興工業地帯の伸張は、工業港としての横浜を一段と発展させる一大原動力になると存じます。」

「花やかな脚光をあげて118万市民の前に現われた国鉄根岸線〈桜大線=桜木町~大船間の路線〉の建設は、何を意味し、何をもたらすのか。街に相つぐ接収解除の明るいニュースをバックに横浜復興の力強い建設のつち音がひびき、貿易振興の声に応じて港の輸出入額は飛躍的な上昇を示して、横浜の経済は立ち直りつつあります。

しかし、都市経済を支えるものは、工業生産力であり、生産人口の増加であります。市の将来

の発展の基礎は新しい工業生産力であり、これを生むべき新しい工業用地であります。求むべき工業用地は、市街地に近接して、自由に船舶の接岸ができ、すべての条件にすぐれている根岸湾を埋立て造成するほかにはありません。そしてこの新工場地帯に働く従業員を運び、生産品を輸送し、血をかよわす動脈は鉄道であります。目を移し根岸湾を見れば、林立する煙突、エンジンの響き、駅から出てくる工場職員の波、そしてこれを取巻く商店街、後方の住宅地帯などが、アリアリと浮んでいます。」

市民に地域開発の豊かなイメージを与えておきながら、市当局は誘致する企業について沈黙を守っていた。進出企業が市民に報道されるのは、埋立が執行過程に入った35年1月の『広報よこはま』を通してである。

根岸・本牧地区公害問題調査グループは、公害問題の視点よりこの秘密主義を批判している。「公害問題の根本的対策は、もともと本牧根岸湾の埋立造成、ならびに進出企業とくに公害問題を発生する石油精製や火力発電関係会社の進出を防止することから始めなければならなかったのである。だが、当時、大多数の地元民は、こうした巨大企業の進出計画について少しも知

らされていなかった。むしろ旧市政が、市民を無視して、一方的な工場誘致を強行したところに、公害発生の出発点があったのである。」¹⁰⁾

この間、埋立計画は着々執行への基礎を築きつつあった。32年1月、「地方公営企業法」の適用をうけ、海面埋立事業を専門に扱う埋立事業局が新設され、前年からの漁業補償の交渉を再開した。河合光栄は初代局長となった。4月には、根岸線敷設が決定をみた。同年5月、根岸湾海面埋立事業第1期計画は、横浜市臨海工業地帯建設埋立事業の基本計画のなかで具体化され、「市民の福祉増進と本市の発展を図ることを目的」に総員起立で市会を通過した。事業費総額29億8,500万円、埋立面積535,360坪、坪単価は、約5,576円であった。¹¹⁾

<計画は、33年末に一部変更される。事業費総額97億円、埋立面積982,520坪、坪単価、約9,869円。工業開発期に入った諸企業の埋立地への需要の強さが、埋立面積の拡大、坪単価の高騰のなかに顕著にうかがわれる>¹²⁾

執行段階への難関は、漁業補償問題であった。「漁業組合側は、一家の生計を失うだけに、転業の方法や将来の生活の設計についても考えなければならず、『根岸湾埋立期成同盟』を

結成してこれに反対した。」¹³⁾ 根岸湾漁民問題は、国会の論議にまで発展したが、計画が執行過程に入る直前、34年1月25日に妥結調印をみた。

34年2月21日、埋立起工式が行なわれ、根岸湾埋立計画は実施に移された。

『広報よこはま』は、衛生局が1月より「亜硫酸ガス測定器<現在市内10箇所>を適所に配置し、調査研究を実施中である。」¹⁴⁾ にかかわらず、そのことには一切ふれず、1月号には「根岸湾埋立近し」、3月号には「この新工業地帯に建設される工場は、石油製品、石炭製品製造業、化学工業および電気業」と市政の業績を鼓吹し、公害問題について少しの注意も促がさなかった。

34年2月、平沼市長は、第2期の任期終了直前、死去し、つづいて4月の地方選挙で、半井清が市長となった。根岸湾埋立の執行過程は、もと内務官僚で、昭和16年より21年まで翼賛体制下の横浜市長であった、半井により強力に推進されることになった。

(1)横浜市『根岸湾埋立<臨海工業用地造成>基本計画書』昭和33年 P16

(2)『市政概要1951年版』昭和27年 P97

(3)『横浜市会会議録昭和26年』

(4)『市政概要1952年版』昭和28年

(5)横浜市政調査会『160万人の市政』昭和39年 P 114

(6)『広報よこはま』昭和31年2月号

(7)『横浜国際港都建設計画概要説明書』昭和31年 P 14

(8)同書 P 10

(9)『市政概要1955年版』昭和31年 P 215

(10)根岸・本牧地区公害問題グループ『根岸・本牧工業地域の公害問題について』昭和39年 P 42

(11)『横浜市会会議録昭和32年』 P 776

(12)『横浜市会会議録昭和33年』 P 1755

(13)横浜市政調査会『前掲書』 P 28

(14)『横浜市衛生年報 事業編・統計編 昭和36年度』昭和37年 P 52

3—— 根岸湾埋立計画の執行過程と公害発生の問題

半井が市長になる直前、34年3月、「横浜市根岸湾臨海工場用地にかかる固定資産税の免除に関する条例」を可決し、企業優先主義を貫ぬいた横浜市政は、執行過程に入ると、工業偏重開発の様相を一層濃厚にした。

34年7月、半井市長は市会で、重点施策を発表した。

「私がかねて考えておりました重点施策と考えられますものをこの際に一つ御被歴申し上げたいと思います。だれが市長になりましても現在の横浜の現状から考えますというと、どうしても根岸湾の埋め立てその他の工業を増強するという一つの柱、それから港湾の整備をするという一つの柱、この二つの柱を基盤としてやるほかにはないのでございまして、この二つの柱を基本にしまして、そして各種の産業、経済の全般の発展を促していく。そして将来に備えて市の財政の健全強化に今から力を入れて参ります。こういうことになるかと思ひます。〈以下略〉¹⁾

かくして根岸湾埋立事業は、京浜工業地帯とならんで第2の臨海工業地帯の役割をにない、かつ工業港としての機能を果すべく、市是实现の立場から昼夜兼行して造成されるにいたった。市民不在の大計画に対する住民の反応は、鈍かった。住宅地から工場敷地まで、道路を隔てて50余メートルという四日市でさえみられない工業計画に対し、「終戦後、この海岸地帯はいち早く接收され、すでに相当部分を埋立てて、見渡すかぎり、占領軍の自動車置場になっていた

ので、工場が建つときいてもあまり気にしませんでした。〉〈住宅地のある主婦の話〉「工業地帯になるのは知っていたが、市のPRではあまり大きな害になるような工場はこないとのことなので、ちょっとぐらいながめが悪くなくても、市全体の発展のためならしかたがないと思っていた。〉〈ある商店主の話〉²⁾ というように、無関心であった。

35年1月、半井市長は『広報よこはま』を通じて、第1期埋立地への進出企業を明らかにすると同時に、横浜の将来図にふれ、「第一には、横浜が伸びる土台となる現在進行中の国鉄根岸線の建設、港湾の整備、根岸湾工業地帯の造成。第二には、最近のいろいろな情勢の動きに即応して手をつけられねばならない、しかも新しい基本的な問題として港湾の拡充、第二次根岸湾埋立計画」³⁾ があることをのべた。根岸湾埋立計画は、再び拡大されたのである。

一方、K・カップの『私的企業と社会的責任』〈岩波書店〉が、34年に出版された頃から、いく人かの知識人は、亜硫酸ガスによる大気汚染の恐しさについて認識し始めていた。

市会においても、ようやく埋立背後地が問題とされ始めた。米窪明一議員は、当時つくられた

根岸湾臨海工業地帯背後地開発協議会を批判して次のように述べている。

「一例を申し上げますとこの背後地となります中に、昭和16年に決定したそうでありませけれども、特に最近に至りまして風致地区に棒くいの新しいのを堂々とあっちへもこっちへも作った。またもう一つの例を申し上げますと谷間のまん中に一本の道路、その片側を準工業地帯にし、その片側を住宅地帯に指定しておる。まことにナンセンスな仕事をおやりになっておる。しかもこの根岸湾臨海工業地帯背後地の開発協議会の中の主体をされておる局長さんのその分課においてこの計画がなされたというにおきましては、全く横浜市は一体何をおやりになっておるか。臨海工業地帯を作って工業立市で横浜市を立てていこうとなさっておるが、その下の方では風致地区があり、その中に準工業地帯があり、一步道路を離れた片側が住宅地帯であるというような指定を堂々となさってこれを市民の前に示しておる。一体こんなことで、臨海工業地帯の背後地の開発協議会ができておるにかかわらず、これらの問題を知らないでもし協議会をおやりになっておるとするならば、全くこう申し上げては失礼でありますが無知もはなは

だしいと私は思う。」<34年7月、第2回臨時会>4)

これに対し、半井市長は「背後地の計画について遺憾のないように十分今後注意して参りたいと考えております。」5) と答弁したが、その後、何の施策も行なわなかった。

10月には、小俣健次郎議員が、背後地の用途地域の決定に関連して質問した。「……横浜市が真に工業立市するならば、どういふ配分問題においてこれを行うかということを地域住民に知らしめてあげないと、あとからガス問題とか公害問題とか騒音問題とかいろいろ本議場におきましても論議されましたけれども、そういったような問題におきまして非常に市民が難儀するであろう。また新たに誘致されるところの工場におきまして、それらの問題におきまして相当に阻害されることが多いだろう。」<中略>

どうか一つこのような意味におきましても市長は明確なる、市民にはっきりした計画を發表し、そうした市民はその上に立って協力ができるようにやるのが私は望ましいと思っております。<以下略>」<第3回臨時会>6) 半井市長の答弁は次のとおりである。

「……それからこの根岸湾の背後地の問題について……これは

用途地域を早くきめることはもとより必要でありますけれども、これがまた土地の利用の上から非常に大きな制限にもなりますので、相当慎重にきめなければならぬというような要素もありますし、前に申し上げましたように、鉄道の通過の関係、駅の関係、またそれと関連した幹線道路の関係等が大体きまって、それとにらみ合わせて用途地域の決定をしなければならぬのでありまして、これを急がなければならぬということは十分わかっておりますので、できるだけ一つ調査を急ぎまして早くこれを決定することにいたしたいと存じております。」7) これは、要するに工場を中心にそれを結ぶ鉄道と幹線道路が決定されれば、おのずとその周辺の用途も定まるであろう、という市の主体性を放棄し、企業に追隨した半井市政を明瞭に示すものであった。

第1次埋立地の進出企業が發表されると、市民の間にも、公害に対する施策を要望する声が出てきた。35年4月、磯子区医師会長小室完次は、「根岸湾臨海工業地帯造成事業に伴い発生する公害を防止する施策に関する陳情書」を市長あてに提出した。

「日本経済自立達成の為、臨海工業地帯造成の必要性に就いて

は異論のない所ではありますが、公衆衛生上の適切な施策が等閑に附される場合には、生活環境は空気、水の汚染、騒音、悪臭等に依る所謂『公害』によって劣悪化することは、幾多の前例が教える所でもありますので、臨海工業地帯造成に当っては、公害防止施策が強く要望される所以であります。

当磯子地区は市内に於ては有数の健康地として自他共に許し、伝染病その他の疾患の発生率極めて低い事は従来の諸統計の示す所ではありますが、工業地帯の造成に伴い、衛生施策其の当を得ないならば、次の如き極めて不健康地となり、真に寒心に耐えません。公害の及ぼす影響は単に磯子地区のみならず、全市に及ぶ事は明かで、之が防止の為格別の御配慮を御願ひする次第であります。〈以下略〉⁸⁾

半井市長は陳情書を受理し、その写と共に「……つきましては今後貴社において工場を建設し、操業するに当っては、陳情の趣旨をお汲み下され、公害の防止に充分の御配慮を煩わしいと存じます。」⁹⁾ という要望書を、進出企業に送付した。しかし、これに寄せられた、各社の形式的な解答に対し、半井には公害行政を積極的におし進めて行こうとする姿勢はみられなかった。

「御趣旨に沿ひ善処致します所存でありますので、此の段御回答迄申し上げます。」〈東芝〉

「公害防止については万全の対策をたてて充分の努力を払い善処する方針であることを報告致します。」〈日清製油〉 「なるべく貴意に副うよう配慮いたしたいと存じます。」〈石川島重工〉 「工場建設に当っては公衆衛生上の諸施策について特に留意する所存であります。」〈昭和電工〉 日本石油の解答は最も誠意のないものである。「……当然この防止施設について充分留意いたす所存でございます。なお、当石油精製工場はその作業内容より見まして、公害を発生する事項は他産業に比し少ないのでありますが、貴簡添付の磯子区医師会よりの陳情書の記載内容に関しては下記のとおりでございます。(1) 大気汚染の件は、当工場においては燃料として、ガス及び重油を使用する関係上公害を及ぼす程の煤煙等は生じません。〈2以下略〉¹⁰⁾

「陳情書」の(1)には、煤煙の他にガスに依る汚染が記されていた。日本石油は、亜硫酸ガスによる大気汚染については、解答しなかったのである。

資本の論理は、もとより冷酷である。そこでは、企業の利潤追求が第一とされる。永野重雄富

士重工社長は、「地域開発と産業界の立場」で企業側を代表してのべる。「公害問題の根本的な解決策としては、公害防除技術の開発によるか、あるいは工場、住宅、緑地帯など合理的に配置をした都市計画の確立によるか、この二者択一があるのみである。公害防除施設はいくら金をかけてもいいというのならば、完全なものをつくらざるをえないが、企業である以上採算を無視した防除設備をつくるわけにはいかない場合もあるかと考えられる。また多くの場合防除施設は見返りの収益増のない装置であり、コストにはね返ってくるものである。〈中略〉これらの公害防除技術の開発研究は直接収益を伴わないだけに、各企業では必ずしも熱心ではないという面がありうるかもしれないが、企業の立場からいえば、一面無理もないと考えられる。〈中略〉

公害防止の第1次的な責任は企業にないとはいえないが、国や地方公共団体の側でも公害防除技術の解決、科学的、総合的な調査に基づく都市計画の実施、下水道、公園、緑地帯の公共施設の整備等の面で積極的な配慮を期待してやまないしだいである。」¹¹⁾

市政は、資本のこのような傾向を、公共の立場から規制し、場

合によっては企業と対決することが、必要とされる。半井市長の磯子医師会への回答は、次の通りである。

「公害防止については現行の神奈川事業場公害防止条例が県内全域について施行されており、ことに本問題の如きはより広域を対象とした行政が望ましい性格のものであるので本市としては県条例が効果的に実施されることを期待するとともに県の充分なる指導監督と必要な機構の強化等について申し入れを行なうこととし、市条例は制定しない方針である。〈以下略〉」¹²⁾ 同年4月に工場誘致条例を施行した半井市政にとって公害防止条例の制定など眼中になかったのである。公害衛生課環境衛生係は、34年から1名のままであったし、大気汚染対策調査費は、わずか60万円にすぎなかった。

36年に入ると、基本計画は、再び変更され、根岸湾海面第2期埋立事業計画として、320,000坪の埋立が決定された。〈この計画は、38年2月、合計751,500坪の埋立に拡大された。〉それと前後して、埋立の趨勢は、周辺の本牧沖、金沢平潟湾へと波及していった。

根岸湾第1期工事の終了〈38年〉とともに、半井市長は「進出工場は石炭を使う産業をさけ

たから空気汚染は少ない。また煤煙の回収装置をつけるなど各工場は近代的設備をそなえるので、公害の極めて少ない工場地帯といえる」との発表を行なった。¹³⁾

四日市市の公害問題が、すでに顕在化している段階でのこの発言は、全く地元住民の福祉を無視したものであった。

根岸湾第2期埋立計画は、36年から着工されたが、そこへの進出企業は、東京電力、東京ガス、石川島播磨重工である。本牧沖、平潟湾埋立では、名勝三溪園、金沢八景が犠牲に供せられ、日本石油精製、日本石油化学、日産自動車、三菱日本重工業、京浜急行電鉄との間に、秘密裡の仮契約が締結された。かくて住民自治の原則は無視され、美しい緑と海岸線に恵まれた風致地区、根岸湾周辺は、公害問題に危機に脅える一大工業地帯に変貌したのである。

一方、35年4月、磯子区医師会の陳情に始まった公害防止運動は、その後沈滞していた。地元住民は、埋立事業について、横浜の将来にとっては有益であるが、住みよくなるはならないであろう、しかし、住みにくくなると決定づけるまでの埋立反対の理由はなく、事態の進むままに身を任かせていた。¹⁴⁾ 37年12月、磯子区保健指導委員会より

「根岸湾臨海工場建設に伴う公害防止措置についての陳情」が提出されたが、ここでも根岸湾埋立による工業化自体は、批判の対象とならなかった。

同年秋、滋賀県大津市で、全国自治研集会在開催され、地域開発部会で「四日市公害、亜硫酸ガス報告」が発表された。それは出席した市職員と野党議員に、埋立問題の根底的反省を迫るものであった。横浜市政調査会の一研究員は、その意義を次のごとく語っている。

「四日市報告こそ、横浜市の自治体労働者、野党議員に無秩序な工業開発のもたらす公害の恐しさを伝え、従来の立遅れの反省にたつて公害反対運動を展開せしめ、ひいては市政を転換するエネルギーを導きだしたものであるといっても過言ではあるまい。」

住民福祉を無視した工業開発に対する批判は、徐々に市政転換への底流となり、革新市政下の公害行政を支える市民運動へと発展していった。

(1)『横浜市会会議録昭和34年』

P1095-98

(2)「自治体は公害を防げないか」

『朝日ジャーナル』 Vol 6 No.48

P 89

(3)『広報よこはま』昭和35年1月

号

(4)『横浜市会会議録昭和34年』

P1090

(5)『同書』 P1100

(6)『同書』 P1700-1

(7)『同書』 P1703-4

(8)横浜市衛生局『横浜市における公害の実態と予測』昭和39年

P75-6

(9)『同書』 P78

(10)『同書』 P79-84

(11)永野重雄「地域開発と産業界の立場」日本地域開発センター編『日本の地域開発』昭和40年

P315-7

(12)横浜市衛生局『前掲書』 P85

(13)河西稔「地域開発をめぐる諸問題」『明るい市政』No.6 P66

(14)証幸雄 中村利寿「根岸湾埋立事業とその周辺におよぼす影響

(2)『経済と貿易』81号 P47

4—— 市政の転換と公害行政

38年4月の地方選挙は、12年間、工業開発を推進してきた平沼・半井保守市政を、飛鳥田革新市政へと転換せしめた。保守政党が二分されたことも、飛鳥田に幸いしたが、市民の票のなかには、「市民不在」の保守市政に対する批判と革新市政への期待がこめられていた。

飛鳥田市長は「当面の重点を『子供を大切にす市政』と『だれでも住みたくなる都市づくり』の二つにしぼり、その内容として生活環境の整備に力点

をお」く基本方針をうち出し、

1) 市民の声にこたえた。生活環境を改善するための公害行政は、まずその組織を整え、科学的調査に専心した。

39年4月より、衛生局公衆衛生課、環境衛生係<係員3名>は、公害係となり、人員7名となった。そして同年末、公害センターとして独自の機構を有するに至った。

組織を整えた公害行政は、根岸湾工業地帯の公害問題に取り組み、東電問題を発端として、「現行法の基準より厳しい公害防止基準を、各企業に課する」横浜方式を樹立した。

この間、地元の学者による提言、中区磯子区環境衛生保全協議会を中心とした市民運動が、公害行政を下から支えるエネルギーとなった。横浜市政は、進出企業に対し、はじめてその主体的な態度を示したのである。飛鳥田は、39年7月、革新市政一年を語っている。

「僕は、工業化をいたずらにチェックするのではない。<中略> 入ってくる工場を自治体がどうコントロールするかというところが課題なんです。」²⁾

『市民生活白書 39』は「近代的都市は『産業の場』であるとともに『生活の場』である」³⁾ことを強調している。

「産業の場」であるとともに

「生活の場」であるような「住みよい都市」づくり——この可能性の積極的な追求が、飛鳥田市政の今後の課題であるといえよう。飛鳥田市政の公害行政に寄せられる期待は、大なるものである。

(1)横浜市総務局調査室『市民生活白書39新しい横浜への展望』昭和39年 はしがき

(2)飛鳥田一雄「国の政治から地方の政治へ」『世界』第223号

P148-9

(3)横浜市総務局調査室『前掲書』 P34

<東京市政調査会研究部>